

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 七 年 二 月 二 十 七 日

目 次

公安委員会規則

公安委員会規則

○ 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

(総務課) 一ページ

○ 岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(生活安全総務課) 一

公安委員会告示

○ 道路交通法の規定に基づく聴聞の公示の方法及び場所に関する告示の廃止

(交通企画課) 二

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第一号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成八年岐阜県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「聴聞を行う公安委員会等の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第二号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成二十六年岐阜県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「岐阜県公安委員会の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第二号

道路交通法の規定に基づく聴聞の公示の方法及び場所に関する告示（昭和四十二年岐阜県公安委員会告示第三十三号）は、廃止する。

令和七年二月二十七日

岐阜県公安委員会

委員長 林

正 子

令和七年二月二十七日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社